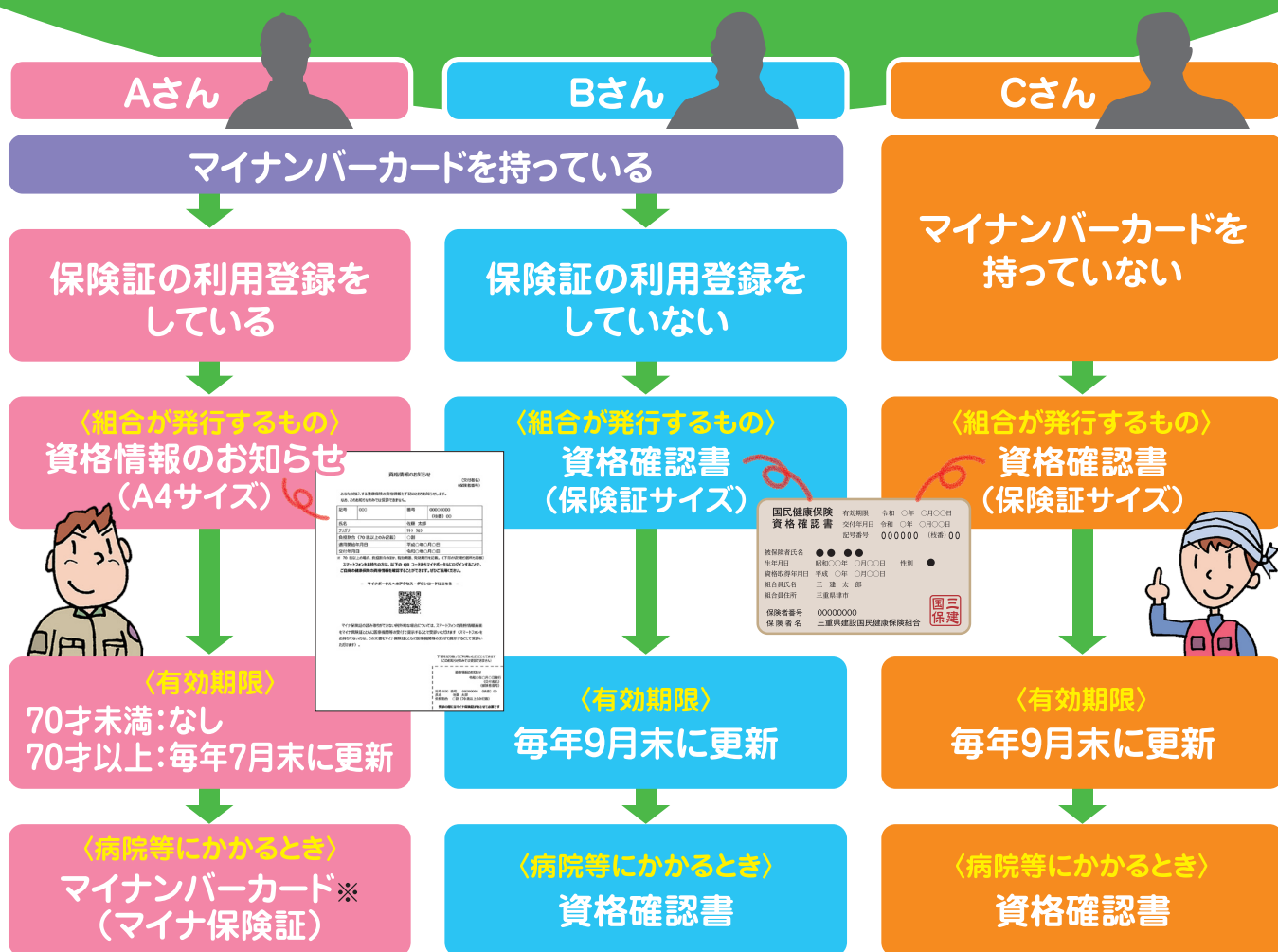


三建国保の保険証は 令和7年9月30日まで 使えます



ただし保険証の廃止に伴い、今年12月からは新しい保険証を発行できなくなるため、引っ越しで住所が変わるなど保険証の記載事項が変更になったり、保険証を紛失した場合、また家族が新しく加入するときは下記のような対応となります。11月末までは今まで通り保険証を発行します。

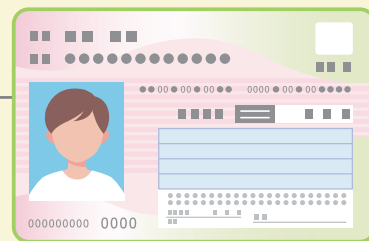


※病院のカードリーダーが故障する等、カードが読み取れない場合は、マイナンバーカードと資格情報のお知らせ

マイナンバーカードを

健康保険証として

登録された皆さんへ

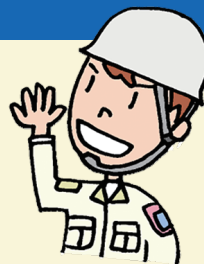


- 皆さんの被保険者情報が病院などの窓口で確認できない不具合が報告されています。受診されるときは、念のため三建国保の健康保険証もお持ちください。
- 組合を脱退する、引っ越しで住所が変わった、家族が就職などで三建国保の資格を喪失するなど、これまで届出を必要としていたものは今後も変わらず届出が必要です。ご所属の支部窓口で手続きをお願いします。

こんなときは組合に届出をお願いします



- ◆本人が組合をやめるとき
- ◆住所が変わったとき
- ◆氏名が変わったとき
- ◆子どもが生まれたとき
- ◆家族が就職して勤務先の健康保険に加入したとき
- ◆家族のみ住所を変えたとき
- ◆家族が亡くなったとき など



- 保険証の利用登録を解除することもできます。解除の受付は12月からご所属の支部窓口でおこないます。

令和5年分の確定申告(所得税)をされないと窓口負担が高額になります

三建国保では、医療費が高額になった場合に一定額の窓口負担で済ませられる「限度額適用認定証」の区分登録を、マイナンバーを利用した情報連携で各自治体に所得照会をして判定しています。確定申告等で所得の申告をされていない場合、窓口負担が最も高い区分で登録することになりますので、令和5年分所得の確定申告をされていない方は、お早めに申告をされますようお願いいたします(ご家族の扶養申告も含みます)。

